

医療的ケアが必要なお子さんと
と
家族のための
小学校就学ハンドブック

～ 札幌市版～

2026年度版



4th Edition 2026.05.20

はじめに

本冊子の目的は、医療的ケアを必要とするお子さんとその家族がスムーズに小学校入学に向けて準備を進められるように情報提供を行うことにあります。同時に、支援者がご家族と協働することができるようなツールを作ることも目指しています。

2021年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」）が成立し、同年9月に施行されました。本法律は「医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること」を目的として、国、地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者、政府の各責務等を定めています。また、教育に関しては、2022年に国連から日本における分離教育について勧告がでたところでもあり、これからの大きな変化が予想されるところです。

多様性の広がる現在、生き方はもちろん義務教育の学び方一つとっても可能性は沢山あります。本資料はガイドラインではありません。現状で作成者が知りうる限りの情報提供と実例を示したものであり、お子さんにとってその時点でベストと思える選択をするためのよすがとなればと考えています。

状況が刻々と変わっている状況であることから、PDF形式で発行しており、冊子は作成していません。必要に応じてダウンロードや印刷をしてお使いください。

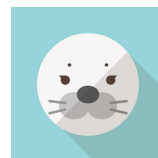
※本冊子中には「障害」と「障がい」という表記が混在しています。文科省作成文章では「障害」、札幌市からの文章は「障がい」と表記されておりますので、引用の際もそのまま表記しております。

本冊子に関するご意見や最新の情報提供等は下記あるいは[こちら](#)にご連絡ください。

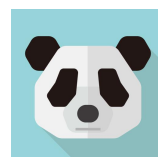
作成者 医療法人稲生会 札幌市手稲区前田4条14丁目3-10
電話：011-685-2799
Email：toseikai@kjnet.onmicrosoft.com

目次

概要編



学校について
知ろう編

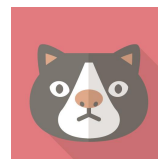


事例編：別冊

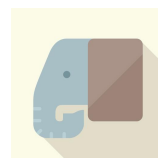
[別冊](#) 



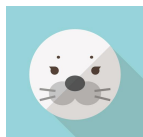
その他編



参考資料編



概要編



医療的ケアが必要なお子さんの小学校入学準備の流れ（目安）

サポートファイル等の作成
就学についての情報収集
目安時期：3~5歳

保護者や就学前の通園先等で
分担して作成します

教育相談を受ける
目安時期：4~5歳

幼児教育センターの「教育相
談」にて相談ができます☞

学校見学
目安時期：3~5歳

希望する学校（教頭先生）に申
し込む。年度前だと再度来校が
必要になる場合もあります

特別支援学級の開設要望
年長時：7/1~9/30（*）

地域の学校での**特別支援学級の
開設要望（参照）**を行う場合の
申請期間は就学前年の7/1-9/30

就学相談を受ける
年長時：8/1~11/30

特別支援学校や特別支援学級、
通級指導教室での指導を希望す
る場合は必須。※次ページの用
語解説補足をご覧ください

就学時健康診断
~11/30

入院等で都合がつかない場合は
個別に相談します

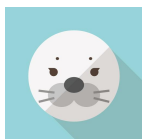
教育委員会総合的判断
~1/31 入学期日等の通知

学校との調整

学校に備えてもらう物品、ケア
についてなどを具体的に打ち合
せします

入学





主たる相談先（札幌市所在の公的相談機関）



札幌市幼児教育センター

札幌市教育相談窓口。就学に向けた最初の「教育相談」の場所。
就学相談の前にまずはこちら。

☎ 011-671-3454

📍 札幌市西区宮の沢1丁目1条1-10
札幌市生涯学習総合センターちえりあ内



北海道立特別支援教育センター

道立学校の相談窓口。

☎ 011-612-5030

📍 札幌市中央区円山西町2丁目1番1号



その他の相談先



札幌市医療的ケア児サポート医事業（医療法人稲生会）

医療的ケア児の事業所、学校、保育所等への運営助言。
市教委・学校と連携し就学準備の相談。

☎ 011-685-2799 📍 札幌市手稲区前田4条14丁目3番10号



北海道医療的ケア児等支援センター（医療法人稲生会）

札幌市外の方の相談も受付。地域の関係機関と連携し課題解決。

☎ 050-5443-6064（平日9:00-16:00）

🌐 <http://mcc-hokkaido.net> ✉ mcc.hokkaido@gmail.com

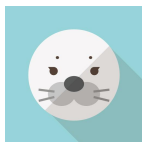


札幌市外にお住まいの方の相談先

お住まいの自治体の教育委員会に相談。
医療的ケア児等コーディネーターの有無も確認推奨。

📍 お住まいの自治体の教育委員会 または 医療的ケア児等支援センター

概要編



就学前機関からの
引き継ぎ

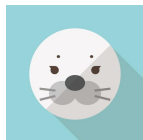


サポートファイルさっぽろ (サポさぼ) [↗](#)

お子さんの個性や特徴、ライフステージに応じた一貫した支援を行うために、保護者や連携機関の関係者が記載し、情報共有を行うためのツールです。自立に向けた手だてを共有することにより一貫した支援を受けられることや、災害時に備える意義もあります。



概要編



地域の学校に入学が決まると...

1. まずは、学校の先生方とご家族（ご本人）で、学校生活に関するお話をします。
2. 次に、「就学前会議（サポート医巡回指導）」と呼ばれる会議が学校で開かれます。
会議の場では、ご家族とご本人も交えて、教育委員会とサポート医、サポート看護師、場合により就学前通園先の関係者が学校を訪れ、入学前にみんなで準備をします。

就学前会議参加者

就学前会議

教頭

担任など
教員

特別支援
コーディネーター
養護教諭

教育委員会

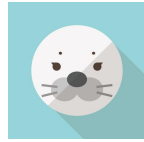
ご家族

児童会館

就学前機関の
関係者

サポート医
サポート看護師





地域の小学校への 看護師配置

札幌市立学校における看護師配置事業について



1. 対象者・条件

札幌市立小中学校等に学籍
＋
日常的医療的ケアが必要



条件：看護師配置希望
＋主治医の指示書提示

2. 主な医療的ケアの内容



経管栄養



導尿



インスリン注射



喀痰吸引



人工呼吸器



胃ろう管理



気管カニューレ管理



てんかん発作対応

3. 配置等の状況



必要な内容・頻度に応じて看護師を配置

4. 児童会館利用時の対応 (R2～)



利用時間帯も配置可能
(ミニ児館含む)

サポート体制の充実 (R2.10～ / 2023～)



サポート医


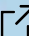


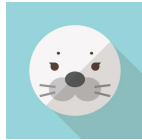
サポート看護師



看護師配置校
(看護師・学校運営者)

巡回し、指導・助言を行う体制

 参考：札幌市の医療的ケア児支援について 



Q:看護師はずっと必要なの？

『医療的ケア児 = 看護師配置』ではありません。

看護師配置の目的と将来の自立に向けて 看護師はずっと必要なの？

看護師の役割：伴走と自立支援



処置・体調管理のサポート。身体のこと、対処法を学ぶプロセスに伴走。



将来の自立を見据えた関わり

将来の可能性を広げるために

高校入学や就労の制限を避ける。看護師配置を前提にしない。



本人の可能性を最大限に

自立に向けたステップと協力体制



小学校低学年

目標設定・練習開始

例: 間欠的自己導尿、
血糖測定・インスリン注射、
酸素吸入など



成長・発達にあわせて

会議等で状況確認、
計画見直し



高学年・将来

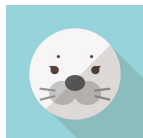
自立、看護師配置からの
卒業も視野に

※ 無理は禁物。複合障害や理解度
により計画は異なります。



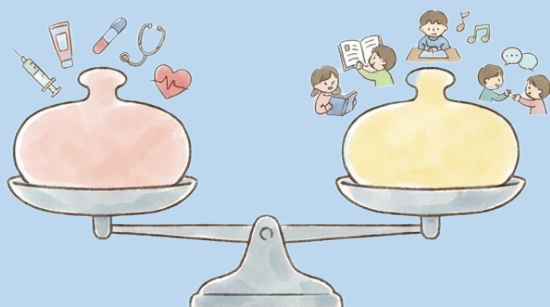
『いてくれた方が安心だから』という理由だけでなく、
本人の可能性を広げる視点で、周囲の協力と学びを進めていきましょう。





学校は「治療の場」ではなく 「学びと成長の場」

医療的ケアの
安全な実施



子どもの自立と
社会参加

「学校で行う医療的ケアは、子どもが教育を受けるために必要とする行為です。」
「安全確保だけを目的とせず、子どもの将来の可能性を最大限に引き出す視点が不可欠です。」

教育のプロと医療のプロ： それぞれの役割と連携

教員(担任・養護教諭)の役割
＝ 教育的支援

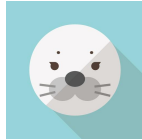
- 自己決定支援:
子ども自身の意思を尊重し、
看護師配置のあり方などを一
緒に考える。
- エンパワーメント:
「自分でやってみよう」と
いう意欲を引き出し、できた
ことを褒め動機づけを行う。



看護師の役割
＝医療の実施と教育のパートナー

- 医療的ケアの実施:
主治医の指示に基づき、安全
なケアを行う
- 教育活動の理解:
学校は教育の場であることを
理解し、子どもの学びを止めな
い関わりを意識する。

共通の役割：子どもが「自分でできる力」を伸ばすための関わり



看護師配置の「終了」を見据えた移行支援プラン

① 現状把握



家庭での実施状況と本人・家族の意向を丁寧に確認する。

② 目標共有



「個別の教育支援計画」を活用し、「いつ・何を・どうするか」を具体的に計画する。

③ 段階的移行



看護師の役割を「実施」から「見守り・助言」へシフトし、介助員へ支援を繋ぐ。

④ 自立達成



本人による自己管理を達成し、看護師配置を終了する。

目的化する「安心」と、終わりのない看護師配置

「本人による医療的ケアの実施ができるようになって、保護者や学校の『安心・安全』を優先し、看護師配置が継続されるケースが散見されます。」

安心したい



① 保護者の要望と主治医の指示書

保護者の希望に「寄り添う」形で主治医が常時配置を示唆する指示書を作成する傾向がある。

人手が足りない



② 学校のマンパワー不足

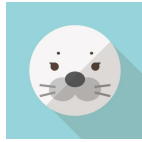
看護師が介助員としての役割も担うことで、学校の人手不足を補う一因となっている。

将来



③ 結果: 自立機会の阻害

本来、児童生徒が自分自身で実施できるはずのことを「できない」とされ、将来の社会参加の選択肢を狭めるリスクが生じる。



看護師配置に関する 色々なケース

I型糖尿病のお子さん：看護師配置を希望しなかった理由

経緯



自己注射が可能なお子さんから、早い段階で看護師の配置は難しいと言われたため、学校側と入学前から綿密に面談を重ね、対応について具体的に詰めていきました。

考え



もしかしたら交渉次第では看護師配置は可能だったかもしれませんが、もし配置となった場合、全てのケアを看護師にお願いすることになり、本人の自立につながりにくいと考えました。

看護師の介入から卒業したケース

Sちゃん（医療的ケア：導尿）



小学校4年生頃より学校で自己導尿の練習開始（看護師見守り）

カテーテル挿入はスムーズ、清潔動作・物品管理は見守り必要

「カテーテル挿入」以外は看護師以外も介助可能

保護者の同意を得て、必要な介助を教員へ引き継ぎ

看護師の介入から卒業

Mくん（医療的ケア：経管栄養）



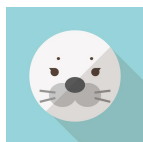
入学当初：給食摂取量に合わせて胃管から注入（好き嫌い、食べるのが遅い）

お友達と楽しく給食、食べられるものが増え、スピードも速くなる

1年生の終わりごろ：毎日給食を全部食べられるようになる

胃管からの栄養剤注入終了、医療的ケア不要

概要編



学校における医療的ケア自立に向けたあゆみの例 (間欠的自己導尿を例として)

看護師は ずっと必要なの？

こどもへの 声掛けの例

自分でできることは
なんだろう？

まずはおうちで、
やってみよう！

学校でどうやったら
できそうかな？

気を付けること
はなんだろう？

心配なことは、
いつでもはなしてい
いよ！

困ったことは
あったかな？

いつでもだれにでも
そうだんしてい
いんだよ！

医療的ケア 自立に向けて

看護師を配置する時点で、いつ
ぐらいを目途に、自立を目指し
ていくのかを話し合う

導尿手技のチェックリストなど
を用いて、保護者（本人）と学
校看護師で共通の目標をもつ

自宅で自己導尿ができるよう
になったら、学校で実施できる方
法を考える

本人が健康管理の方法（飲水な
ど）や観察項目（尿量や性状）
を理解できるようになる

学期ごとなどに、自己導尿の手技
や、本人の思いを確認する

看護師以外の見守りで実施でき
るような準備をする
学校での支援体制を整える

自立

協力体制

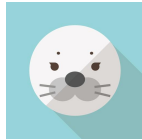
教職員、看護師、保護者、
本人で自立についての共通
認識をもつ

教職員：保護者懇談の時
などに学校看護師を交えて
話し合える場を作る
学校看護師：学期ごとに目
標を共有する

保護者：主治医に学校で尿
量測定の必要性の有無を確認
学校看護師：複数いる看護
師間で共通した関りを行う

教職員：導尿の自立度に合
わせ、看護師介入方法など
を保護者と一緒に検討する
学校看護師：導尿の自立度
と課題について保護者・教
職員と共有する

保護者・教職員：次年度の
看護師配置の必要性につ
いて検討
サポート医：医学的な助言
を行う



Q：校区の学校にはエレベーターがないのですが、

2016年の障害者差別解消法には、国、都道府県、市区町村は「合理的配慮」の基礎となる「基礎的環境整備」を行うことが定められています。

概要編：合理的配慮と基礎的環境整備の概念



合理的配慮

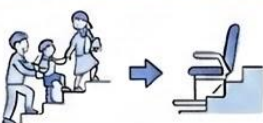
障害のある子どもが教育を受けるために、その状況に応じて個別に必要なとされる変更・調整を行うことです。

合理的配慮の基礎となるのが基礎的環境整備

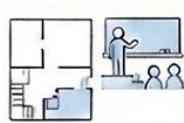
基礎的環境整備

国、都道府県、市区町村が行うことが定められています。合理的配慮の基礎となる環境整備です。

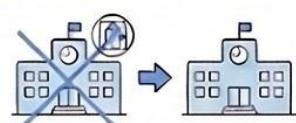
例：下肢の不自由な特定の子が地域の学校に通う場合



1. 入学時は教員が手伝い、中学年で階段昇降機を設置した例

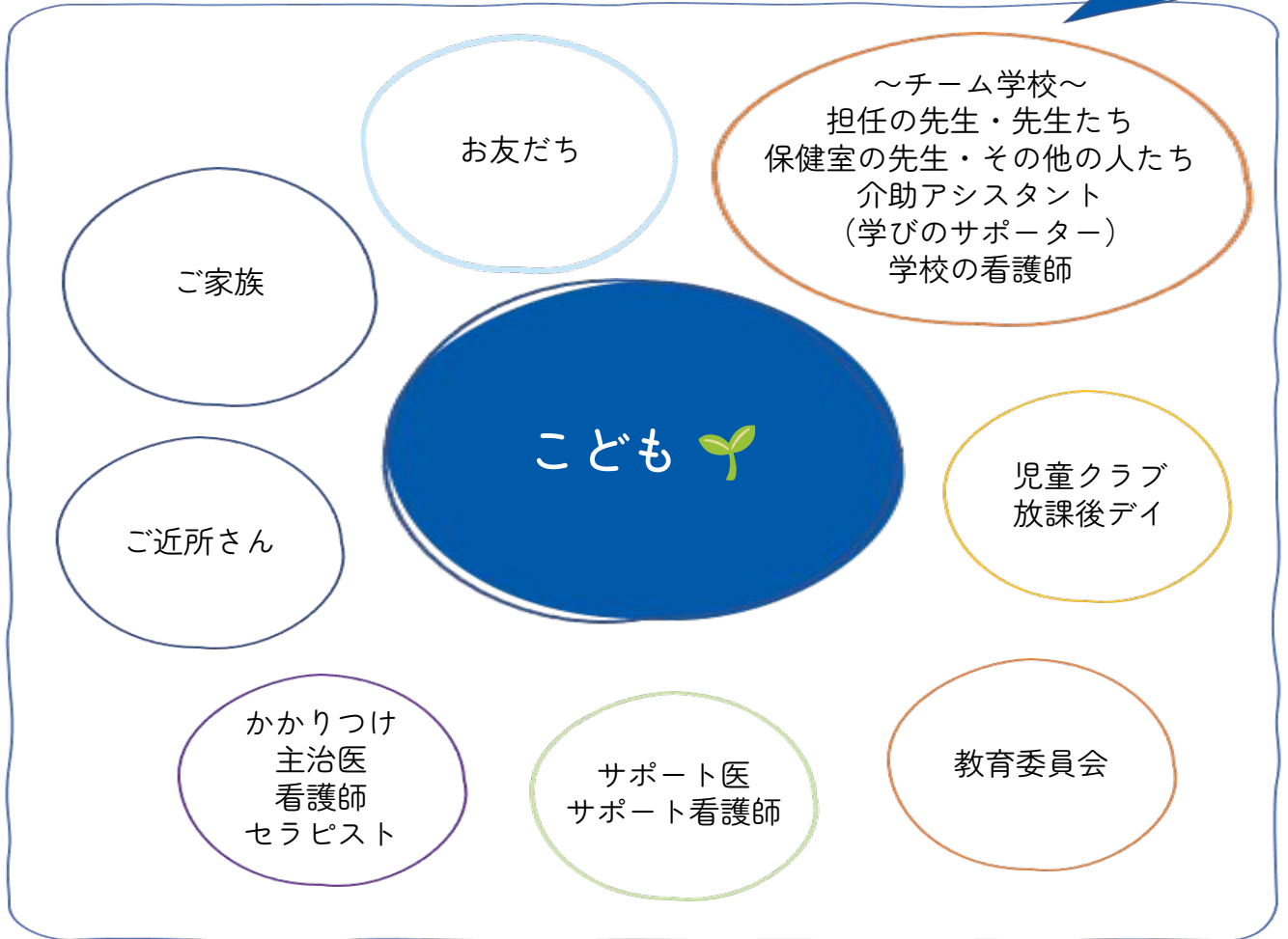
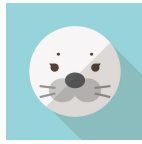


2. 教室を下の階に変更した例



3. エレベーター等の装置（基礎的環境整備）が行えなかったため、近隣の校区への通学を認められた例

ただし、例の3つのように、もともとの校区ではない学校に通う場合は、特別支援学級の開設要望はできないことになっています。



役割

本人

学校での教科の学びだけでなく、自身の身体や心について、また他者や社会との関わりについて学んでいく。

ご家族

学校と連携し、本人の成長発達を助ける。

お友だち

生活や学習を通してお互いから学びあう。

学校の教職員

学びや発達を促す。

介助アシスタント (学びのサポーター)

学校での学びに必要な補助を行う。

学校看護師

学校での医行為および本人の医行為自立の補助行う。

サポート医 サポート看護師

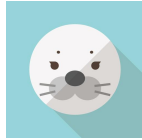
医療的視点から学校等へ情報提供、助言、指導を行う。

教育委員会

就学先の決定、学習環境の調整等を行う。

かかりつけ医療 機関等

体調管理や病状、障害に基づいた指示を行う。



用語解説：基礎的環境整備・合理的配慮 / 医行為・医療的ケア

基礎的環境整備と合理的配慮



合理的配慮
(個別・状況に応じて)
障害のある子どもが平等に教育を受けるための個別の変更・調整。
過度な負担にならない範囲で。
※2024年4月から民間も義務化



基礎的環境整備
(不特定多数)



合理的配慮の基礎となる環境整備。
不特定多数に対する環境をつくること
(エレベーター、段差解消など)。

医行為と医療的ケア

医行為
(医師・看護師)



医師の判断・技術が必要。
危害を及ぼすおそれのある行為。



医療的ケア

(研修を受けた認定特定行為業務従事者)



1. たんの吸引 (口、鼻、気管カニューレ内)
 2. 経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう)
- 日常生活に必要な医行為、医師の指導下で本人、家族、研修を受けた認定者が実施可能



医療的ケアにあたらぬ行為
(資格・研修不要)



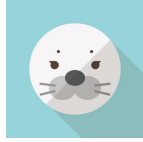
ストマ器具のパウチにたまった排泄物を捨てること・血圧測定・血糖測定・自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと・本人の支持のもとで酸素カニューレの装着等の準備や介助を行うこと 等
必要な知識・技術があれば、資格や研修がなくても実施可能。

合理的配慮についての引用元：[発達障害教育推進センター](#)



参考資料：[学校における医療的ケアの充実について](#)





Q：地域の学校の、普通学級と特別支援学級とで迷っています。

保護者の考え



まなびの
判定委員会



札幌市は保護者の考えも尊重

特別支援学級の種別はこちらを参照

普通学級

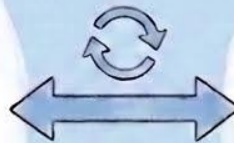


大きな集団の中で学習、
生活、他者との関わりを学ぶ
全学年標準35名

特別支援学級



お子さんのペースや
認知特性に合わせたサポート
最大8名



必要に応じて
転籍可能（原則
年度の代わり目）

学校の先生に相談



札幌市学びの支援委員会
での教育相談



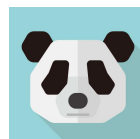
別冊_事例編 [↗](#)

2024年度版から
別冊になっています
[↗](#)

目次へ戻る [↗](#)



学校について知ろう編



学校について知ろう編の目次

就学先について

- ・ 就学先について [☞](#)
- ・ 学級編制の標準 [☞](#)
- ・ 対象となる障害の程度一覧 [☞](#)

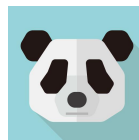
学校の種類

- ・ 特別支援学校・訪問学級の概要 [☞](#)
- ・ 特別支援学校・訪問学級の具体的学校名 [☞](#)
- ・ 特別支援学校のケアの担い手 [☞](#)
- ・ 地域の学校（特別支援学級、通級による指導）の概要 [☞](#)
- ・ 地域の学校（特別支援学級、通級による指導）のケアの担い手 [☞](#)

その他制度など

- ・ 転校はできるの？ [☞](#)
- ・ 就学猶予／就学免除／移動支援事業について [☞](#)

学校について知ろう編



就学先について

原則は居住区の学校へ



就学決定
通知



特別な配慮が
不要な場合

手続きなし

事前相談が必要なケース

教育委員会への
相談が必要

本人・保護者の
意見を最大尊重



特別支援学校希望



医療的ケアが必要

法律に基づき、本人らの意見を尊重した上で教育委員会が総合的に判断します

学級編成の標準

特別支援学校の定員

小・中学部
単一障害

重複障害



6人

標準



3人

標準

特別支援学級の定員

一般的な小学校等に設置される
特別支援学級



8人 標準

札幌市の公立小学校における[特別支援学級の設置状況](#) は、令和7年度で全195校のうち、知的障がい学級が262クラス、自閉症・情緒障がい学級が337クラス、病弱・身体虚弱学級等クラスが18クラスとなっています。

学校について知ろう編



～特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害程度～



区分	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障がい 	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも 	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも 	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい 	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも 	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも 	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい 	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも 	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも 	
肢体不自由 	1. 肢体不自由の状態が、補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも 	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも 	
病弱 	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも 	1. 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 2. 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも 	

- 「特別支援学校」の対象となる児童生徒の障がいの程度：学校教育法施行令第22条の3より
- 「特別支援学級」及び「通級による指導」の対象となる児童生徒の障がいの程度：障がいのある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）より

学校について知ろう編



～特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害程度～

区分	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導による指導
言語障がい 		<p>口蓋(がい)裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>	<p>口蓋(がい)裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
情緒障がい 		<p>1. 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2. 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	

1. 「特別支援学校」の対象となる児童生徒の障がいの程度：学校教育法施行令 第22条の3より
2. 「特別支援学級」及び「通級による指導」の対象となる児童生徒の障がいの程度：障がいのある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）より

参考資料

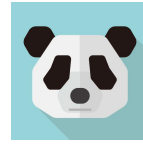
出典：[障がい種別の教育](#)

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室

1. [視覚障がい教育](#)
2. [聴覚障がい教育](#)
3. [知的障がい教育](#)
4. [肢体不自由教育](#)
5. [病弱・身体虚弱教育](#)
6. [言語障がい教育](#)
7. [自閉症・情緒障がい教育](#)
8. [学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）](#)

学校について知ろう編

～特別支援学校・訪問学級～



特別支援学校



目的・対象



視覚障害



聾覚障害



知的障害



肢体不自由



慢性病者

視覚、聴覚、知的、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)である障害のある幼児児童生徒に対し、幼稚園、小学校、中学校、または高等学校に準ずる教育と、障害による困難を克服し自立を図るための知識技能を授ける。



高等学校

中学

小学

幼稚園



指導の特徴



一般教育に加え、障害に基づく困難を改善・克服するための特別な指導領域として「自立活動」を設けている。



名称の変遷

2007年以前



盲学校



聾学校



養護学校



特別支援学校

2007年の障害者自立支援法施行以前は盲学校、聾学校、養護学校と呼ばれていた。



訪問教育



概要



家庭



児童福祉施設



医療機関

通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関などを訪問して行う教育。



指導体制



指導は週に2～3回程度実施。年に数回、校舎で同学年との交流を目的とした通学日や行事もある。

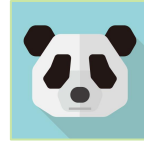


通学形態の変更



お子様の体調や状況の変化に応じて、通学から訪問へ、または訪問から通学へ変更が可能(原則として年度の変更時が対象)。

学校について知ろう編



自立活動についての概要：[文科省HPより](#)

自立活動：自分らしく学校生活を送るためのステップ

自立活動の基本理念



自立活動の真の目的



障害による困難を改善・克服し、自立と社会参加の質を向上させる。

ICF(国際生活機能分類)の視点



「できないこと」ではなく「環境を整えればできること」に目を向ける。

個々の実態に応じた環境づくり



幼児児童生徒の変化を見極め、必要な知識や技能を身に付ける指導を行う。



自立に向けたあゆみのステップ



ステップ1：目標の共有



チェックリストを用い、保護者・本人・学校看護師で共通の目標を持つ。



ステップ2：家庭から学校への移行



自宅で学校を習得後、学校で実施可能な方法を教職員と確認する。

ステップ3：見守りと自立



看護師の実施から教職員の見守りへ移行し、本人の自己管理を目指す。



医療的ケア(間欠的自己導尿等)の自立に向けた具体的な声掛けと行動例

段階	子どもへの声掛け例	学校・教職員の対応
導入期	「まずはおうちでやってみよう！」	保護者懸念等で学校看護師を交えて話し合う
実践期	「先生と一緒にやってみよう！」	学期ごとに目標を共有し、手技を確認する
自立期	「心配なことはいつでも話してね！」	看護師以外の見守りで実施できる体制を整える

目次へ戻る



学校について知ろう編



札幌市で医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する主たる特別支援学校

札幌市立

学校名	市立札幌豊成支援学校	市立札幌北翔支援学校
種類	肢体不自由特別支援学校	肢体不自由特別支援学校
所在地	南区南30条西8丁目	西区笈寒11条6丁目
電話番号	011-583-7810	011-668-5161
校区	校区：【小中学部】校区：中央区（北1条宮の沢通以南及び創成川通以東）、東区（環状通以南）、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区	校区：【小中学部】校区：中央区（北1条宮の沢通以北（創成川通以東を除く））、北区、東区（環状通以北）、西区、手稲区 【高等部】校区：市内全域
備考	学部：小学部、中学部 備考：学則にて、対象を「自力で移動できない肢体不自由と、肢体不自由以外の障害が重複している者」と定める	学部：小学部、中学部、高等部 備考：学則にて、対象を「自力で移動できない肢体不自由と、肢体不自由以外の障害が重複している者」と定める
QRコード		

札幌市立

学校名	市立札幌山の手支援学校
種類	病弱特別支援学校
所在地	西区山の手5条8丁目
電話番号	011-611-7934
備考	学部：小学部、中学部、高等部 備考：慢性の呼吸器・腎臓疾患及び神経疾患など継続して医療及び生活規制が必要になる方、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要となる児。 独立行政法人国立病院機構北海道医療センターに入院を許可された者、又は著しい生活の制限のもとに生活している者で自宅通学が可能と認められた者
QRコード	

学校について知ろう編



札幌市で医療的ケアを必要とするこどもたちが在籍する主たる特別支援学校

北海道立

学校名	北海道真駒内養護学校	北海道拓北養護学校
種類	肢体不自由特別支援学校（訪問学級あり）	肢体不自由特別支援学校（訪問学級あり）
所在地	札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号	札幌市北区南あいの里3丁目1番10号
電話番号	011-581-1782	011-775-2453
校区	寄宿舍：有り 市内校区：中央区、白石区、厚別区、豊平区、清田区及び南区	寄宿舍：有り 市内校区：北区、東区、西区及び手稲区
備考	学部：小学部、中学部、高等部	学部：小学部、中学部、高等部
QRコード		

北海道立

学校名	北海道手稲養護学校	北海道手稲養護学校三角山分校
種類	肢体不自由/病弱（訪問学級あり）特別支援学校	病弱特別支援学校
所在地	札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号	札幌市西区山の手5条8丁目1番38号
電話番号	011-682-1722	011-633-3020
校区	北海道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）に入院している者 例外として通学が認められる範囲は手稲区在住者のみ。	独立行政法人国立病院機構北海道医療センターに入院している者
備考	学部：小学部、中学部、高等部 備考：コドモックルの医師を主治医としている児が対象。基本的にはコドモックルに入院している児が対象であるが、北海道教育委員会の判断により、若干名特別通学が認められる場合がある。	北海道八雲養護学校が移転した学校。神経筋疾患罹患の児童が対象。
QRコード		

学校について知ろう編



札幌市で医療的ケアを必要とするこどもたちが在籍する主たる特別支援学校

北海道立

学校名	北海道札幌視覚支援学校	北海道札幌聾学校
種類	視覚障害児者支援学校	聴覚障害児者支援学校
所在地	札幌市中央区南 14 条西 12 丁目	札幌市北区北26条西12丁目1-1
電話番号	011-561-7107	011-716-2979
校区	寄宿舍：有り 校区：函館、帯広、旭川にある視覚支援学校と校区を分割している。	校区：室蘭、函館、帯広、旭川、釧路の聾学校と校区を分割している
備考	学部：幼稚部、小学部、中学部、高等部 普通科、高等部専攻科（保健医療科、理療科） 2023年現在、医療的ケアを必要とする児童生徒合わせて3名、看護師2名体制	学部：幼稚部、小学部、中学部
QRコード		



素敵な女子中学生！

ぴかぴかの一年生！
新品のランドセルを下げて、おねえちゃんと一緒に地域の学校に登校。



学校について知ろう編



特別支援学校でのケアの担い手



看護師

常時複数名が配置。主治医の指示と学校長の判断のもと医行為を実施可能。

(※教育委員会や学校長の許可が必要)



教職員

研修(三号研修+実地研修)を受け「認定特定行為」(経管栄養、吸引等5行為)を実施可能。



療法士

「自立活動教諭」等として配置。原則として医行為は担当しない。

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)



保護者

「常時付き添い」は原則削除されたが、必要に応じて付き添いが求められる場合あり。希望すれば付き添い可能。



介護員

各教室に配置。移乗介助や器具の洗浄などを担当。身体ケアにはほぼ関わらない。

訪問学級でのケアの担い手

主に、本人、保護者、訪問看護師、研修後の介護福祉士等。
学校の先生は医療的ケアを行わないため、ケアができる方の同席が必要。

コラム：訪問看護師がみた訪問学級



クリオネくんの場合

体調不良で訪問学級へ。自宅で多様な授業(英語、星座、世界の料理など)を楽しみ、タイの勉強で象に乗った写真を見て喜んだ。



オコジョちゃんの場合

訪問学級の時間に医行為を担当。中学校の調理学習でレインボーパンケーキ(7色)を作り、自宅での実習に感心した。



シマフクロウくんの場合

先生が様々な取り組み。楽器を持ち込み家族と演奏したり、近所を散歩して外気浴を楽しんだりした。



学校について知ろう編



Q：特別支援学校には療法士がいるの？
リハビリは受けられる？



A：学校により異なります。

- ・北海道立特別支援学校
 - ・自立活動教諭として配置
 - ・療法士の資格を持つ先生が支援を考える
- ・札幌市立特別支援学校
 - ・療法士が複数名配置
 - ・医師の指示で「訓練」を実施
例：北翔・豊成支援学校
 - ・療法士は医行為は行わない



*北翔支援学校（参考）：

（ホーム>本校の取組>専門性の向上>[からだづくり](#)）[☞](#)

*豊成支援学校（参考）：

（ホーム>本校の取り組み>[リハビリテーション](#)）[☞](#)

Q：地域の小中学校にいる看護師さんに
リハビリをやってもらうことはできるの？



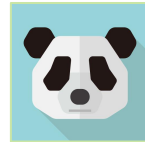
A：原則不可。看護師が実施するのは、学校にいる時間帯に
必須の医療的ケアのみです。

- ・リハビリテーションは医師の指示による医療行為
- ・教員による授業に支障をきたさないよう配慮が必要
- ・リハビリは医療機関の外来や訪問で実施を



*授業がより受けやすいよう、保育所等訪問や特別支援学校のセンター的機能を活用して多職種で協力をすることもできます。（次ページ参照）

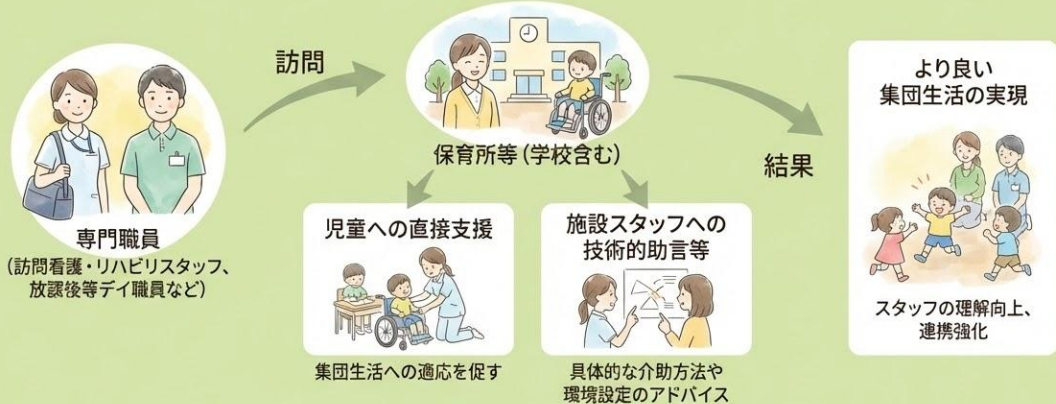
学校について知ろう編



保育所等訪問支援事業についての概要



障がいのある児童が集団生活に適応するための支援



札幌市での使用例



学校教諭より、肢体不自由児の授業中の姿勢について相談。



普段関わっている訪問看護ステーションのリハビリスタッフ、放課後等デイの職員が学校を訪問し、意見交換の機会を設けた。

下記：参考：[保育所等訪問支援の手引き](#)（福島県）



お子さんが安心して集団生活を過ごすために：保育所等訪問支援のガイド

児童福祉法に基づき、専門スタッフが保育所や学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援する「保育所等訪問支援」の解説です。支援の具体的な種類から、市区町村窓口への相談から始まる利用手続きの流れまでを網羅しています。

保育所等訪問支援とは？

1 集団生活への適応を助ける専門的支援



専門スタッフが訪問し、子どもが安心して過ごせるよう支援する事業です。

2 訪問先は保育所から小中学校まで



認定こども園、児童クラブ、特別支援学校なども対象となります。

3 「間接」と「直接」の2つの支援



先生への助言（間接）と、本人への個別指導（直接）を組み合わせます。

利用開始までのステップ

① まずは市区町村の窓口へ相談

お住まいの市役所や町村役場に相談することからスタートします。



② 利用計画の作成と受給者証の発行

相談事業所と計画を立て、自治体から受給者証を受け取ります。

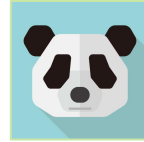


③ 支援開始後の振り返りと見直し

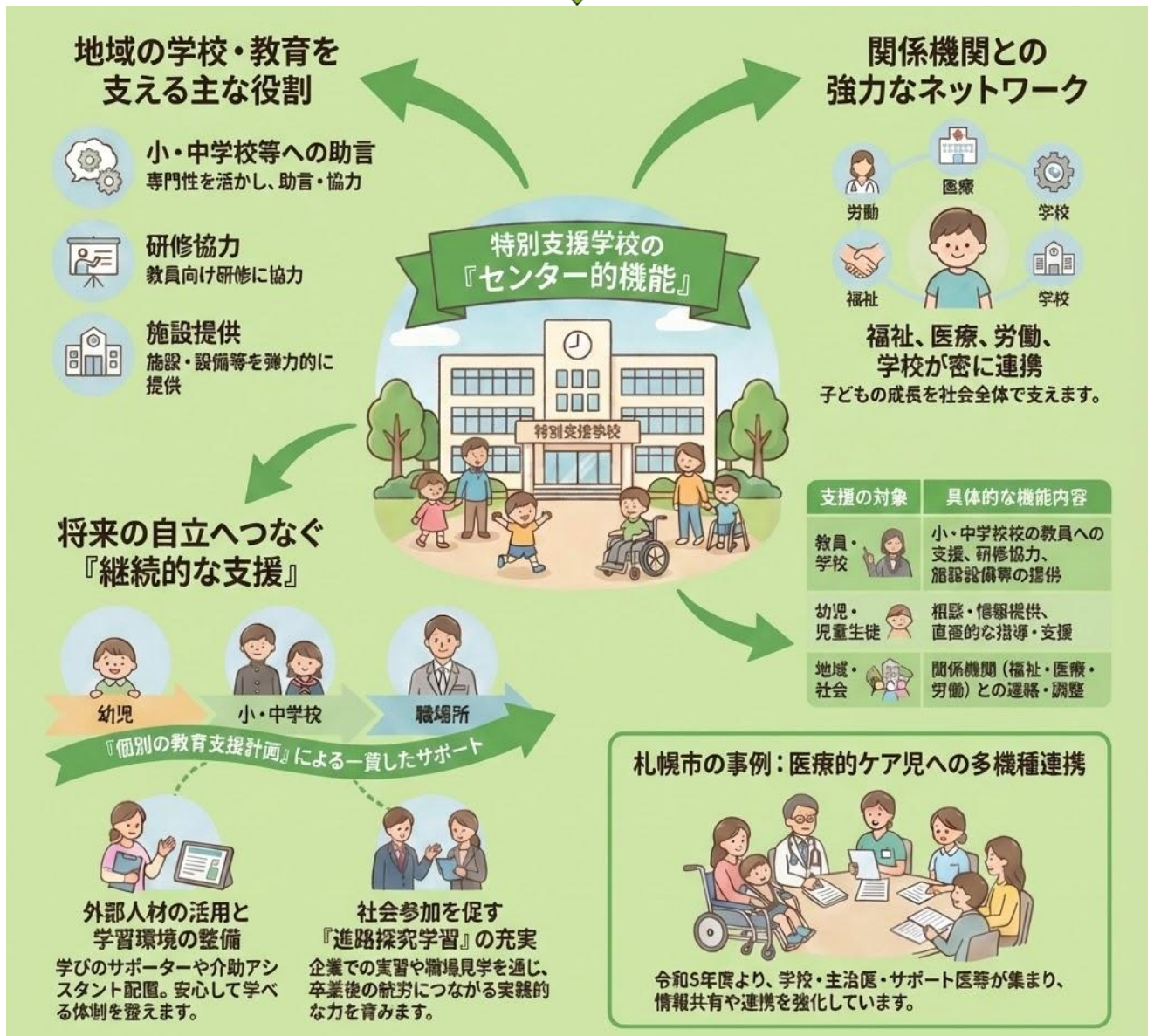
訪問後も家族や先生と連携し、支援内容を適宜アップデートします。



学校について知ろう編



特別支援学校のセンター的機能の概要図



❖ 北翔支援学校のセンター的機能について 👉



❖ 教材・教具の紹介 👉



学校について知ろう編



～地域の学校：特別支援学級・通級による指導～

特別支援学級の基礎知識

地域の小中学校に設置される「特別支援学級」のガイド。学級の定義や授業の原則、希望する学級がない場合の「開設要望」に関する具体的な手続きと注意点をまとめています。

特別支援学級の概要と特徴

- 地域の小中学校に設置される学級



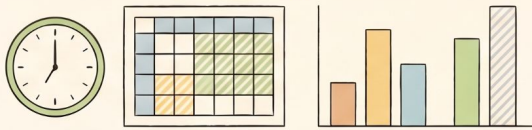
障害による学習上・生活上の困難を克服するために設置されます。

- 特別支援学校とは人員配置が異なる



特別支援学校 特別支援学級
1クラスの児童生徒数や、教職員の加算配置などが異なります。

- 週の授業時数の「半分以上」が目安 ★注釈参照



原則として、授業の大半を特別支援学級で行うことが求められます。

開設要望のルールと注意点

- 希望する学級がない場合は「開設要望」が可能



申請期間は就学前年の7/1～9/30までとなります。

- 校区外の学校への開設要望は不可



設備（エレベーター等）を理由に隣の校区を希望する場合などは対象外です。

- ★ 注釈：[リンク先](#)（文科省：特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知））P.3 第2 2つ目の○参照ください」
- ★ 特別支援学級開設要望、またその申請期間は札幌市教育委員会の定めるものです。自治体ごとにご確認ください。

NotebookLM



通級による指導の基礎知識

通級による指導の概要と対象

通常の学級に在籍しながら受ける特別な指導

学習におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする児童生徒が対象です。

対象となる8つの障害



肢体不自由・病弱等への対応：札幌市では依頼に応じて検討。通常の学習に概ね参加できることが目安です。

3つの指導形態

自校通級



児童生徒が在籍している自分の学校で、直接指導を受けます。

他校通級



指導を受けるために、設置されている他の学校へ移動して受講します。

巡回指導

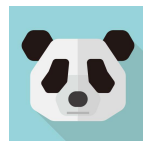


担当の教師が、児童生徒のいる学校を訪問して指導を行います。

NotebookLM

学校について知ろう編

~地域の学校について~



ケアの担い手（学校でのサポート体制）



本人：
自立に向けた学び

高学年での自己実施を見据え、入学当初から自分の体について学びを進めます。



看護師：
専門的な医療的ケア

市の契約業者から派遣され、2024年度より一部の介護業務も対応可能になりました。



介助アシスタント：
生活面のサポート

資格不要の有償ボランティアが、移乗や移動、学習準備などの生活介助を担います。

コラム：訪問看護師やリハビリスタッフと学校教育の関わり

情報共有と助言による連携



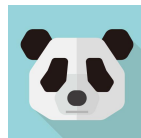
学校での直接の医行為はできませんが、情報提供書や訪問支援事業を通じて先生を助言します。

訪問教育と看護の統合的支援



訪問教育の時間に訪問看護を重ねることで、より手厚く総合的な支援を行う場合があります。

学校について知ろう編



学校での緊急時対応について

子どもの体調に関わる緊急時対応、あるいは災害等による避難対応等を事前に関係者で役割分担等よく話し合っておくと安心です。フローチャート化するなど、緊急時に慌てても対応しやすいものを作ることもおすすめです。

通常の学級に通う、人工呼吸器装着児に関する災害時の対応の例 (実物を許可を得て転載)

災害時の対応

1. エレベーターが使用できる場合～バギーで移動

担任と看護師が付添い学校の災害時マニュアルに従い避難する

2. エレベーターが使用できない場合～抱っこでの移動

担任

- ①パルスオキシメーターの接続を外す
- ②児の安全ベルトを外す
- ③呼吸器の接続が外れていることを確認する
- ④児を抱っこし看護師とともに避難する

看護師

- ①気管カニューレと呼吸器の接続を外し人工鼻を装着する
(人工鼻はバギーのポシェットの中)
- ②呼吸器をテストバックにつなぐ
- ③アンビューバックを持ち児とともに避難する
※次の場合はアンビューバックを使用する
- 呼吸器を外してから10分以上経過
- 顔色不良・意識低下がある
- ④安全な場所に避難したら呼吸器を装着する

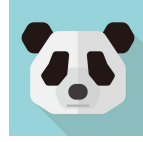
介助アシスタント

- ①バギーの機械類・チューブ類の固定ベルトを外す
- ②呼吸器・パルスオキシメーター・サクシオンセットを持ち児とともに移動する

避難は学校の災害時マニュアルに従う

作成日:

学校について知ろう編



特別支援教育就学奨励費



特別支援教育就学奨励費(学用品・給食費等の助成)



世帯収入に応じて教育費の一部を助成

特別支援学級等に通うお子さまの学用品費や給食費等をサポートする制度です。

3つの主な対象区分



市立小中の特別支援学級



重度障がいのある通常学級生



通級指導教室の利用者



他の扶助等との重複受給は不可

生活保護の教育扶助や就学援助を受けている場合は、本制度の対象外となります。

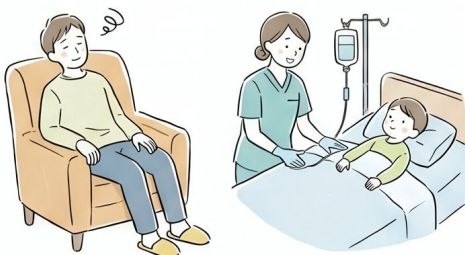
申請、助成費目等の詳細については市のHPをご参照ください。☞

札幌市医療的ケア児レスパイト事業



札幌市医療的ケア児レスパイト事業

家族の休息(レスパイト)を支援



保険適用外の場所や時間での訪問看護費用を札幌市が負担し、家族をサポートします。

利用条件



月1回以上の訪問看護利用が条件



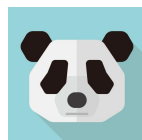
訪問看護ステーションによる事前の申請を経て、制度の利用が可能となります。

NEW

2025年度よりサービス内容を拡充

- ☑ 利用時間が年間48時間に増加
- ☑ 市外の近郊自治体でも利用可能になりました。

学校について知ろう編 ~その他制度など~



転校はできるの??

✓ 可能です。



🕒 注意: 教員配置は前年度決定のため、学期途中の変更は難しい場合も

就学猶予・就学免除とは?



病弱、発育不完全等で就学困難

治療・療養に専念が必要
(訪問学級も困難)

就学義務が猶予又は免除

主治医とよく相談しましょう

移動支援って通学に使えるの?



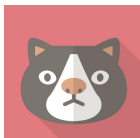
✗ 札幌市では
原則不可



例外: 市に認められた場合
→ 通学に利用できる場合も



課題: 通学時間帯は事業所が
混み合い、見つけるのが困難



中学生になる

特別支援学校の中学部はもちろん、地域の公立中学校でも小学校同様に看護師配置が可能です。医療的ケアの中で自分でできるところはないか、看護師の医行為から卒業できるところはないか、小学校の宿泊学習などをきっかけに考えるのもおすすめです。

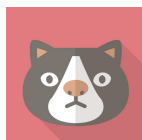
高校生になる

義務教育ではない高校についても看護師配置が可能な場合もあります。ただ、予算確保の点などで受験に制約が出てしまう可能性もあるので、自身で医療的ケアを実施できるよう、可能な場合は小学校、中学校くらいから「自立」を意識できるとよいでしょう。

Q：高校受験の際に合理的配慮はあるの？

A：あります。

- **多様な配慮が可能**：公立・私立問わず、漢字のルビ振り、時間延長、別室受験、リスニングの文字提示などが受けられます。
- **「実績」が重要**：申請には医師の診断だけでなく、「中学校のテストで普段から同様の配慮を受けていること」が重視されます。
- **中学校を通じて申請**：手続きは中学校が行うため、早めに担任の先生へ相談し、連携して準備を進める必要があります。



ハンドブック『公立高校での介助って、実際どうなの？』

～ハンドブック概要図～

出典『公立高校での介助って、実際どうなの？』より

公立高校での介助：現状の課題と「本人主体」の支援を目指して

身体障害のある生徒が公立高校に通うための「特別支援教育支援員制度」は、自治体によって運用に大きな差があり、現場では本人の意思が置き去りにされるなどの課題があります。
当事者の声に基づき、制度の壁を乗り越え「権利」としての介助を確立するためのポイントをまとめました。

現場で直面する 「制度と運用の壁」



自治体により運用が異なり、制度を知らない教員も多く、希望に反して特別支援学校を勧められるケースがある。



時間制限による活動の制約



介助時間が正課(授業)のみに照られ、部活動や放課後の友人との交流、宿泊行事で支援が受けられない。

介助員との関係性のトラブル



介助の本質を学ぶ機会が不足しており、過剰な見守りが本人の主体性や友人関係の妨げになることがある。

「本人主体」の支援を 実現するために



介助は「権利」であり 「合理的配慮」



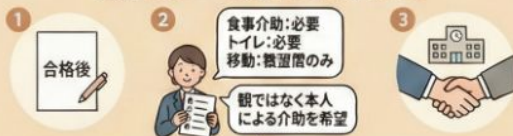
普通学校で学び、適切なサポートを得ることは当たり前の権利であり、学校側の責任で保障されるべき。

本人主体の意思決定



介助の内容や距離感は、学校や教育委員会の都合ではなく、本人の「どう過ごしたいか」を最優先に決定する。

具体的なニーズを伝えて相談する

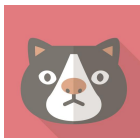


合格後、どの場面でどのような介助が必要か、観ではなく本人による介助を希望する旨を具体的に高校へ伝える。

特別支援教育支援員(介助員)が担う主な役割の可視化

役割の 카테고리	具体的な支援内容
日常生活の介助	食事、トイレ、着替え、車いすによる教室間移動の補助
学習・安全の確保	異校授業(体育・家庭科等)の補助、行事での安全確保、移動支援
障害理解の促進	周囲の生徒へ補し方を伝え、本人と友人のコミュニケーションを繋ぐ





高校卒業後 進学・就職・ 福祉事業所

自治体によっては重度訪問介護によるケアを学校等で受けることができますが、実績としては多くはないようです。

数は少ないものの、生活介護や就労支援事業所には看護師が配置されているところもあります。

Q：大学受験の際に合理的配慮はあるの？

A：あります。

- 共通テストや各大学の試験で配慮が可能ですが、大学ごとに個別の申請が必要です。
- 申請期限が高3の夏頃と非常に早く、医師の診断書に加え「高校での配慮実績」の提出が求められます。
- 共通テストの許可が個別試験に自動適用されるわけではないため、志望校すべてへの早めの事前相談が必須です。

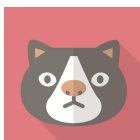
札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業が令和6年4月1日より始まりました。

重度障がいのある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、大学等への通学及び大学等の敷地内における身体介護等を提供し、社会参加を促進することを目的としています。

出典：[重度訪問介護利用者の大学就学支援事業／札幌市](#)





Q：大学受験の際に合理的配慮はあるの？

A：あります。

- 共通テストや各大学の試験で配慮が可能ですが、大学ごとに個別の申請が必要です。
- 申請期限が高3の夏頃と非常に早く、医師の診断書に加え「高校での配慮実績」の提出が求められます。
- 共通テストの許可が個別試験に自動適用されるわけではないため、志望校すべてへの早めの事前相談が必須です。

札幌市 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業ガイド

令和6年4月より開始された、重度障がいのある方が大学等で学ぶための支援制度です。大学側が自立した支援体制を整えるまでの間、札幌市が通学や学内での介護をサポートし、社会参加を促進します。

制度の対象者と対象校

- 札幌市の重度訪問介護利用者



原則として重度訪問介護の支給決定を受けており、修学意欲がある方。

- 支援体制を計画中の大学等
相談窓口があり、重度障がい者への支援計画を着実に進めている学校。



幅広い教育機関が対象



支援の内容と利用のルール

通学および学内での身体介護

通学中の移動支援や、キャンパス内での食事・排せ等の介助。



学習に付随するサポート

講義の代筆、コミュニケーション支援、実習やボランティアへの同行。



余暇活動は対象外

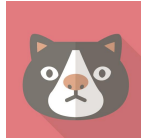


サークル活動、部活動、帰宅途中の寄り道などは支援の対象外です。



上記は事業の概要図

出典：[重度訪問介護利用者の大学就学支援事業／札幌市](#)



Q：就職するときに医療的ケアに関する制度はあるの？

A：札幌市では、勤務中にヘルパーを利用できる雇用政策事業が2022年より開始。今後の変化が望まれる領域。

- **札幌市独自の事業あり**： 工作中や通勤中にも、公費でヘルパー（医療的ケア含む）を利用できる制度があります。
- **対象は重度訪問介護利用者など**： 週10時間以上の就労などの条件がありますが、普段のヘルパー利用の延長で使える仕組みです。
- **まずは障がい福祉課へ**： 利用には事前の調整が必要なため、市役所の障がい福祉課や区役所の窓口へ早めに相談しましょう。

参照元：[札幌市HP（重度障がい者等就労支援事業）](#) 

義務教育の先にある『卒業後の壁』

小学校

中学校

【高校生】

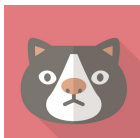
看護師配置は可能だが、義務教育ではないため予算確保等の制約があり、進学の実選択肢が制限される可能性がある。

【就職・社会参加】

現行制度では、就労中にヘルパーを利用することは原則できない。生活介護や就労支援事業所で看護師が配置されている場所はまだまだ少ない。

札幌市では、勤務中にヘルパーを利用できる雇用政策事業が2022年より開始。今後の変化が望まれる領域。

その他編



お役立ち Information

▶DO-IT Japan 出典：[DO-IT Japan](#)

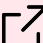


動画👉<https://youtu.be/-t7I2K6VRJg?si=5MSrIC0tTlo5q5ps>

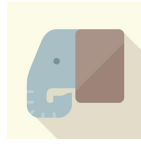
DO-IT Japan（ドゥーイット・ジャパン）は、障害や病気のある子どもたちや若者から、将来の社会的なリーダーを育て、共にインクルーシブな社会の実現を目指すプロジェクトです。東京大学先端科学技術研究センター、共催企業・協力企業との産学連携により、2007年から活動を続けています。

DO-IT Japanでは、テクノロジーを活用して自分の特性に最適化した学び方を体験すること、大学に進学した後のキャンパスライフと自立生活を体験すること、インターンシップや海外研修への参加、オンライン・オフライン両方で行われるDO-ITコミュニティへの継続的な参加など、多様な機会提供を行なっています。こうした機会を通じて、多様な価値観を持つ大人たち、同世代の仲間たちとの交流や情報交換が行われています。

これらの経験から、障害や病気のある若者は、個別最適な学び方・働き方・生活の仕方、障害の社会モデル、自立や自己決定、セルフアドボカシー（自己権利擁護）などの考え方を学ぶことに加えて、将来の夢の実現や、社会活躍とリーダーシップに関する学びの機会を得ることができます。

出典：[Do it Japanの3つのプログラム](#) 





特別支援教育の現状：文部科学省HPより

教育課程の編成について

特別支援学校



幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う。
障害に基づく困難を改善・克服するための「自立活動」という特別な指導領域が設けられている。
障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できる。

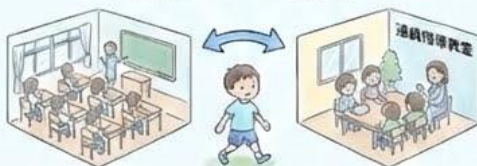
特別支援学級



小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われる。
子どもの実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できる。

通級による指導・通常の学級

通級による指導

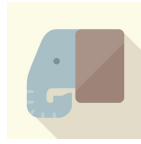


教科等の指導のほとんどを通常の学級で受けつつ、障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で受ける。
通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成できる。

通常の学級



在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫する。



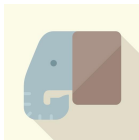
自立活動に関する概要図：[文部科学省HP](#)より

自立活動の内容

～障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る～

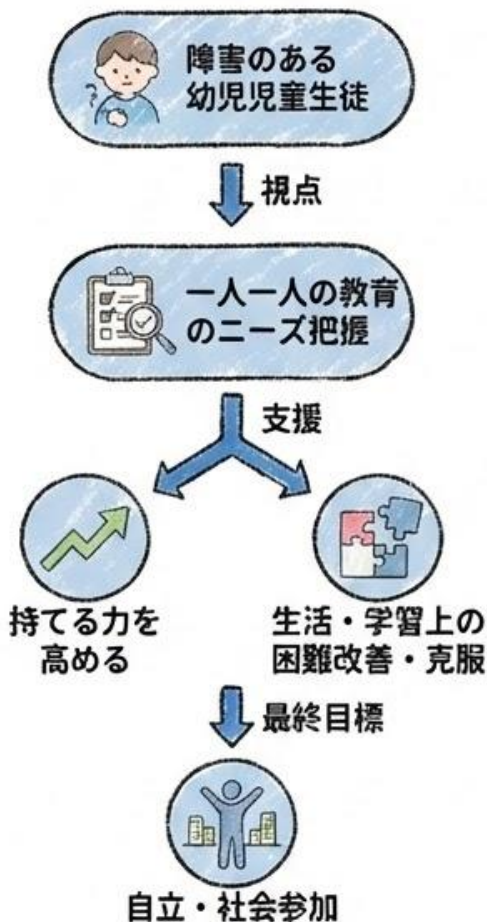
(参考：文部科学省「特別支援学校学習指導要領等」)



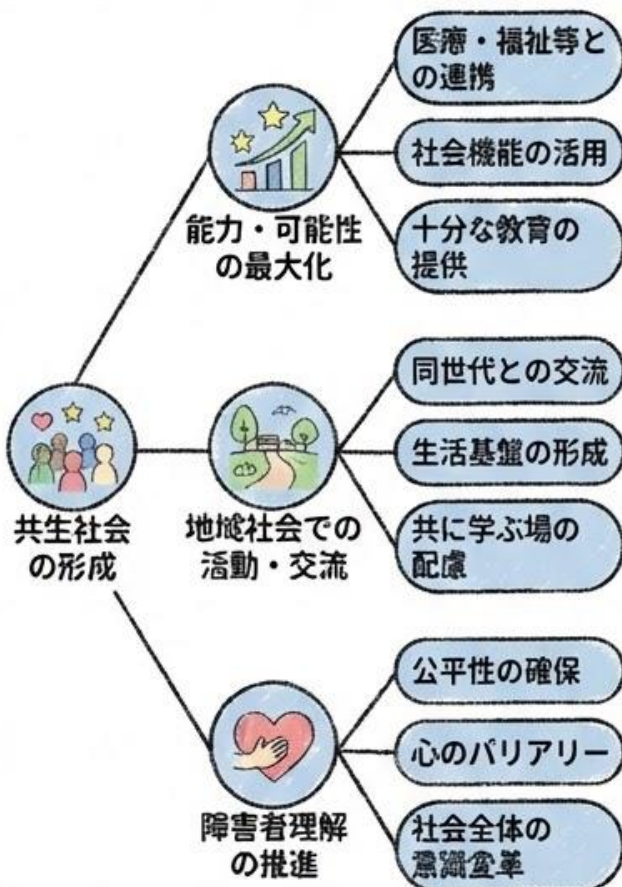


特別支援教育とは

特別支援教育の定義と理念



インクルーシブ教育システム 構築のための推進



平成19年4月より学校教育法に位置づけ。
すべての学校で支援充実。

参考資料リンク

文部科学省HP：「特別支援教育の理念
と基本的な考え方」

札幌市HP：「特別支援教育とは」「特別
支援教育の動向」

文部科学省HP：共生社会の形成に向け
たインクルーシブ教育システム構築のた
めの特別支援教育の推進（報告）概要

参考：特別支援教育のトピラ

札幌市の問い合わせ先

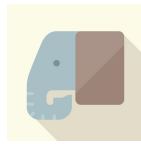
札幌市教育委員会学校教育部学びの
支援担当課

〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目15
STV北2条ビル3階

電話番号：011-211-3851

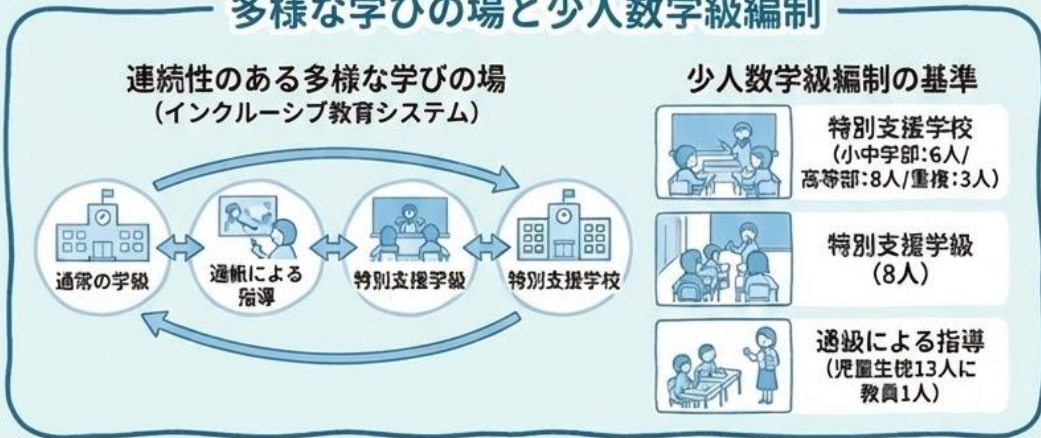
ファクス番号：011-211-3852



特別支援教育の現状：文部科学省HPより

特別支援教育の現状と取り組み

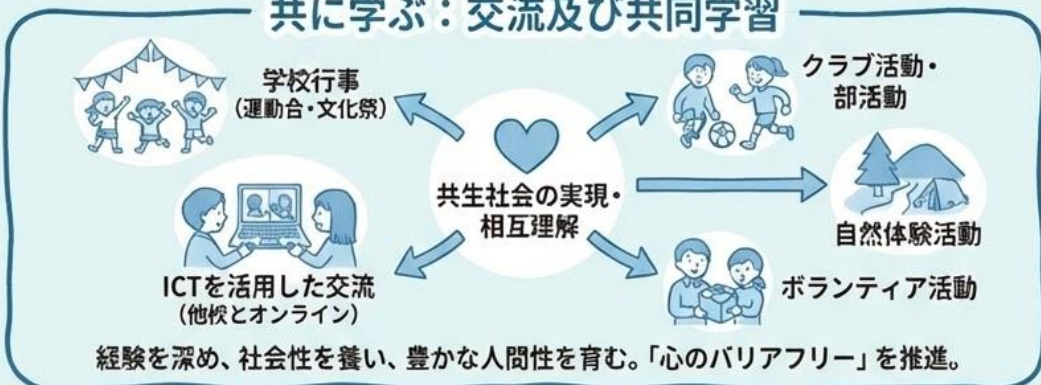
多様な学びの場と少人数学級編制

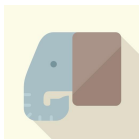


就学先の決定と合理的配慮



共に学ぶ：交流及び共同学習





札幌市の特別支援教育の状況

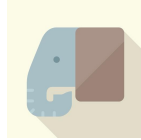
札幌市教育委員会発行。小中学校の特別支援学級・通級指導教室、市内近郊の特別支援学校、関係施設の情報を網羅。



次のリンクから
ご覧いただけます。

特別支援教育の現状に関する各リンク

1. [学びの場の種類と対象障がい種](#)
2. 就学先の決定：具体的なプロセスについての就学事務Q&A
 - [【参考2】 就学事務Q&A「障害のある子供の就学先決定について」](#)
 - [【参考3】 教育支援資料](#)
3. 合理的配慮
 - [リーフレット（全体）／リーフレット（事業者）](#)
 - [発達障害教育推進センター](#)
 - [合理的配慮具体例データ集\(内閣府\)](#)
4. 交流及び共同学習
 - [学校における交流及び共同学習の推進について（概要）](#)：文部科学省HPより
 - [交流及び共同学習ガイド](#)：文部科学省HPより



障がい配慮した教育：文科省HPより

1. 障害への理解を深める教育

交流及び
共同学習の推進



障害理解の促進

「心のバリアフリー」
教育の展開

共生社会の実現



理解啓発・授業活用資料のまとめ

2. 障がいのある子どもの教育支援の手引き



第1・2編（手引）：障害理解・教育的対応

第3編（障がいの状態に応じた教育的対応）

別冊（医療的ケア実施支援資料）



3. 施設・設備の整備、その他の支援



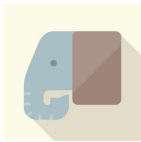
施設・設備の整備



その他の支援



実施事業



札幌市の特別支援教育各種事業

学びのサポーター活用事業（介助アシスタントを含む）



学びのサポーター



介助アシスタント

市立の中小高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、有償ボランティアである学びのサポーターや介助アシスタントが、学校生活及び学習活動を行う上で必要となる支援を行うことで、学校における特別支援教育の充実を目指す事業です。

学びのサポーター：原則、通常の学校に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、学習活動や学校生活における支援を行います。子どもの区間的ケアの手法が独立している場合の見守りや声掛けをする注目になることは制度上可能です。

介助アシスタント：通常の学級や特別支援学級に在籍する、肢体不自由がある児童・生徒に対し、排泄移動やトイレ、食事等の介助を行います。通常の学級や特別支援学級に在籍する、肢体不自由があり、日常的に食事、移動、排泄等の介助を必要とする児童生徒を対象にそれらの介助を行います

地域学習

地域の子どもや人たちとふれあい

豊かな人間性を育む

経験を深め、社会性を養い

お互いを尊重し合う大切さを学ぶ



特別支援学校で学ぶ児童生徒が、地域の子どもや人たちとふれあい、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶことを目的として実施する、札幌市の取り組みです。

特別支援教育巡回相談員配置事業



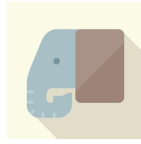
札幌市における特別支援教育を充実するため、特別支援教育巡回相談員を配置して、各校の特別支援教育コーディネーターを支援することにも、各校における特別な教育的支援を必要とする子どもの回りの把握や、それに基づく個別の指導計画の作成などをサポートする事業です。

その他の情報

- サポートファイルさっぽろ
- 特別支援学級の整備
- 冊子「虎の巻」シリーズ（学校生活編）発達障がいのある人々への八つの支援ポイント

問い合わせ先

札幌市教育委員会学校教育課教育推進課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル3階
電話番号：011-211-3851 ファクス番号：011-211-3852



札幌市の市立幼稚園・学校における支援 [☞](#)

校内学びの 支援委員会

札幌市立の幼稚園、小学校、中学校及び養護学校には、特別な教育的支援を必要とする子どもに対する適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的として、校内学びの支援委員会を設置しています

教育的支援のあり方の検討

子どもの情報を収集し、実態把握を行うとともに、支援の内容・方法、指導形態、指導の場、支援体制等について検討

- 例)
- ・個別の指導計画の作成（校内支援）
 - ・地域学習計画の作成(地域学習支援)

連絡調整

教職員、関係機関、保護者等との連携や情報交換等のための連絡調整

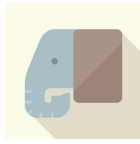
- *連絡調整が必要な内容（例）
- ・校内の教職員のニーズの把握
- ・保護者や学級担任等との相談
- ・校内支援体制づくり
- ・保護者や関係機関等との連携
- ・ケースの検討会の企画・実施

校内研修の実施

特別支援教育の推進に必要な研修の企画・立案及び実施

*研修の内容（例）

- ・校内支援と地域学習支援のための校内支援体制のあり方
- ・関係機関や保護者との連携のあり方
- 特別な教育的支援を必要とする子どもの理解と指導



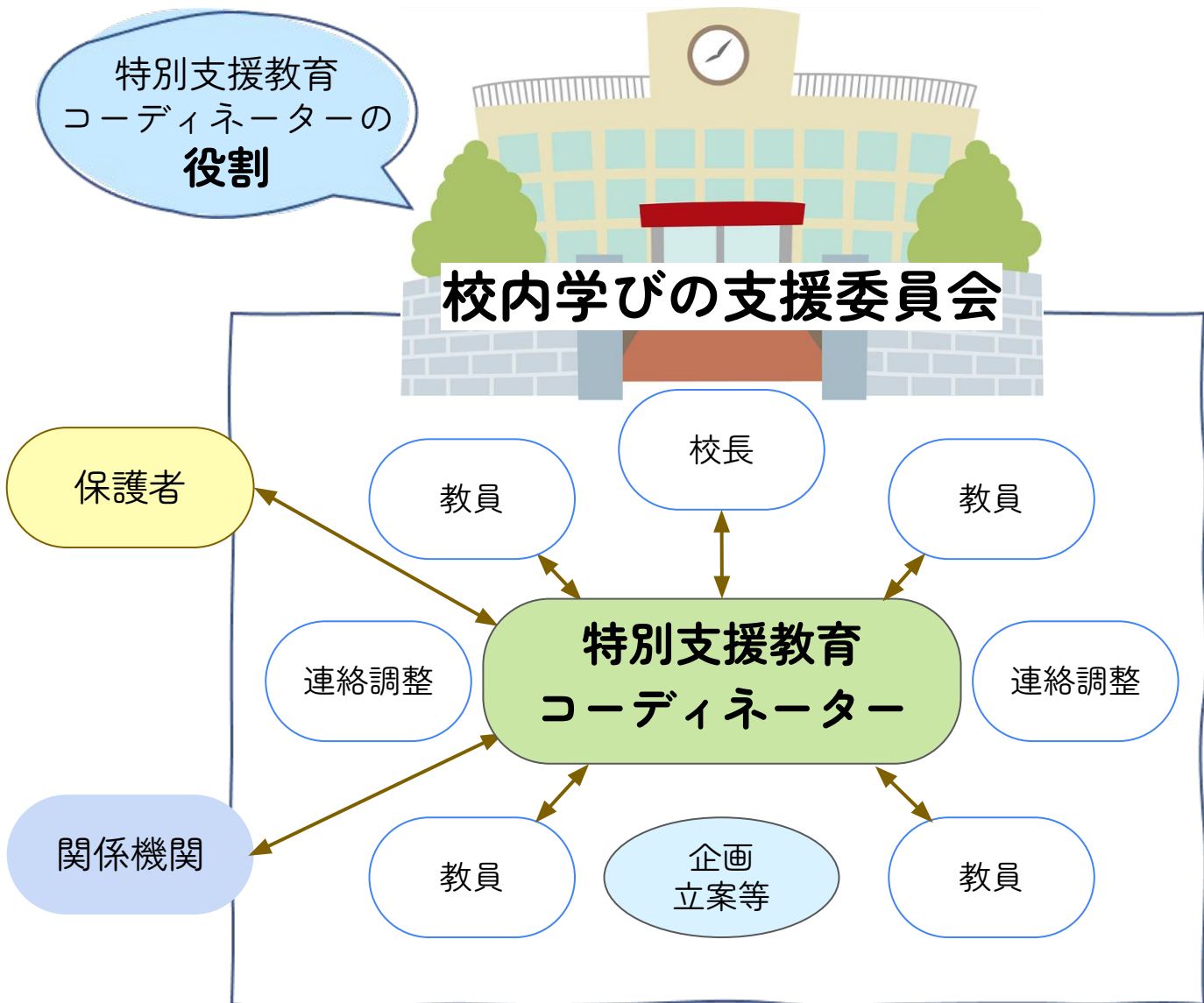
札幌市の市立幼稚園・学校における支援 [☞](#)

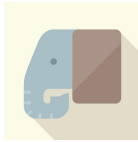
特別支援教育
コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、「校内学びの支援委員会」を円滑に機能させ、特別な教育的支援が必要な子どもの支援のための方法等の**企画・立案**や**連絡調整**を行うことを役割としています。

特別支援教育
コーディネーターの
役割

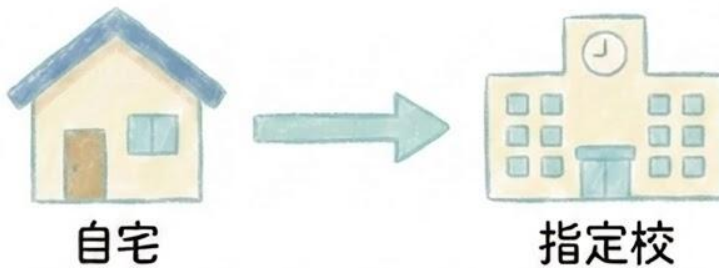
校内学びの支援委員会





[通学区域以外の学校へ通学が認められる場合（指定変更）](#)

原則



住所地の通学区域（校区）に基づく指定校へ就学

例外（指定変更）



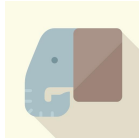
個々の事情により認められる場合 特別支援学級の開設要望はできない



詳細・手続きはこちら

*手続き・必要書類は札幌市のHPをご参照ください

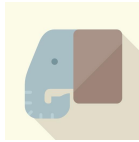
[手続き・必要書類は札幌市のHPをご参照ください](#)



各種障がいに配慮した教育

1. 視覚障がい
2. 聴覚障がい
3. 知的障がい
4. 肢体不自由
5. 病弱・身体虚弱
6. 言語障害
7. 自閉症・情緒障がい（※）
8. 学習障がい・注意欠陥多動性障害

※自閉症・情緒障がい：自閉スペクトラム症
引用先の文科省の表記そのままにしております。



札幌市HP：視覚障がい教育



視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

幼稚部では、遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方が上手にできるように援助しています。また、3歳未満の乳幼児やその保護者への教育相談も行っています。

特別支援学校

● 幼稚部

遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方が上手にできるように援助。3歳未満の乳幼児や保護者への教育相談も実施。



● 小・中学部

小・中学校と同じ教科等を視覚障がいに配慮しながら学習。



● 高等部

普通科の他、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、理学療法士などの国家資格取得を目指した職業教育を実施。



弱視特別支援学級・通級による指導教室

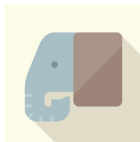
- 拡大文字教材、テレビ画面拡大、照明調節など、一人一人の見え方に適した教材
- 教具や学習環境を工夫。



- 各教科、道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導を実施。



参考資料編



文部科学省HP：
「[聴覚障がいに応じた教育的対応](#)」
も参照ください

札幌市HP：聴覚障がい教育



聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

聴覚障がい子どもたちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。このため、3歳未満の乳幼児やその保護者に対する教育相談等が行われています。幼稚部では、補聴器等を活用して子ども同士のコミュニケーション活動を活発にし、話し言葉の習得を促すなどして言語力の向上を図るとともに、幼稚園と同様に、子どもの全人的な育成に努めています。

特別支援学校

・小・中学部



小・中学校に準じた教科指導等を行い、基礎学力の定着を図るとともに、書き言葉の習得や抽象的な言葉の理解に努めたり、さらに、発達段階等に応じて指文字や手話等を活用したり、自己の障がい理解を促したりするなど自立活動の指導にも力を注いでいます。

・高等部



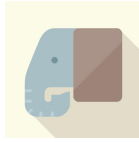
普通科のほかに産業技術、生活情報、クリーニング等の多様な職業学科が設置され、生徒の適性や希望等に応じた職業教育が行われています。近年は、高等教育機関への進学を目指す生徒やワープロ検定、アーク溶接などの様々な資格を取得して職業自立を果たす生徒がいます。

難聴特別支援学級・ 通級による指導教室



障がいの程度が軽度子どもたちは、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を受けたり、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行います。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子どもの可能性の伸長に努めています。

参考資料編



文部科学省HP：

「[知的障がいに応じた教育的対応](#)」

も参照ください

札幌市HP：知的障がい教育

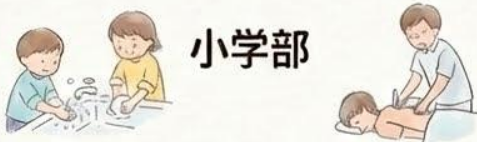


知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

知的障がいの子どもたちのための教科の内容を中心にした教育課程を編成し、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを充分把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を進めています。

特別支援学校

小学部、中学部、高等部があり、障害の状態に応じた専門的な教育を行います。



小学部

基本的な生活習慣、日常生活に必要な言葉の指導など



中学部

小学部の内容を発展させ、集団生活、対人関係、職業生活の基礎を学ぶ



高等部

家庭、職業、社会生活に必要な知識・技能・態度を学ぶ。作業学習（木工、農園芸、食品加工、ビルクリーニングなど）を通じて職業教育を充実させる。

特別支援学級

小・中学校に設置され、小集団の中で、個に応じた指導を行います。



小学校

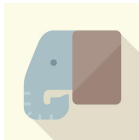
体力づくり、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語・数量、生活技能などの指導



中学校

小学校の内容を発展させ、社会生活、職業生活に必要な知識・技能などを学ぶ

参考資料編



文部科学省HP：
「[肢体不自由に応じた教育的対応](#)」
も参照ください

札幌市HP：[肢体不自由教育](#)



肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

特別支援学校

- 個々の状態に応じた教育・自立活動



肢体不自由の状態や発達段階を把握し、幼稚園～高等学校に準じた教育。身体の動きやコミュニケーションの力を育てる自立活動に注力。

- 医療との連携

機能訓練や医療的ケアが必要な子が多いため、医療と連携した教育を推進。



- 高等部の進路指導

企業・福祉施設での実習を重視。就職や進学など卒業後の生活を支援。



- 交流及び共同学習

通常の学級との交流及び共同学習を積極的に実施。



特別支援学級

- 身体の動きの指導
各教科等に加え、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導を行う。



- 教材教具・情報機器の活用

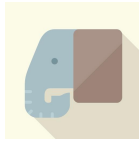


障害の状態に応じた教材教具やコンピュータ等を有効に活用し、指導効果を高める。

- 交流及び共同学習
通常の学級との交流及び共同学習を行い、共に学ぶ機会を設ける。



参考資料編



文部科学省HP：
「[病弱・身体虚弱に応じた教育的対応](#)」
も参照ください

札幌市HP：病弱・身体虚弱教育



病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

特別支援学校

対象：継続的な医療・管理が必要な子。病院併設校・院内学級で学習。



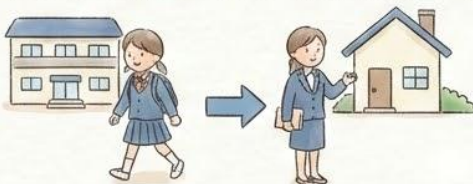
授業：小・中学校とほぼ同じ内容。自立活動で心身の健康を維持。



配慮：学習空白には個別指導。体調に合わせて学習時間を調整。

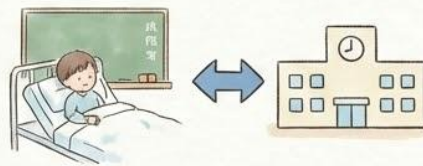


通学：退院後も寄宿舍・自宅から通学。困難な場合は訪問指導も。



特別支援学級

対象：入院中の子。院内学級や小・中学校内学級で学習。



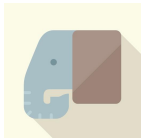
授業：退院後の復帰を見据え、元の学校と連携して学習を進める。



その他：身体面・メンタル面の健康維持・改善の学習も実施。



参考資料編



文部科学省HP：
「[言語障害に応じた教育的対応](#)」
も参照ください

札幌市HP：言語障がい教育



言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

特別支援学級

子どもの興味・関心に即した自由な遊びや会話等を通して、教師との好ましい関係をつくり、子どもの気持ちをとくしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や楽に話す方法を指導していきます。個別指導が中心になりますが、時にはグループ指導も組み入れて、楽しみながら学習できるようにしています。



また、それらの学習を通して身に付けたことを生活の中で定着させるように努めます。

特に、通級による指導においては、多くの時間を過ごす通常の学級や家庭でのかかわりが重要なことから、担任や保護者との連携協力を図ることが必要です。



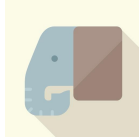
通級による指導

さらに、言語障がいの子どもにとっては、通常の学級の子もたちとの日常のかかわりが大切です。そのため、障がいの理解啓発に関する取組みも必要になります。



特定の時間に通級による指導をする場合などには、「行ってらっしゃい。」「どうだった。」などのさりげない声かけが、気楽に通級による指導ができる雰囲気をつくることにもつながります。





札幌市HP：自閉症・情緒障がい教育



情緒障がいとは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

特別支援学級

- 通常学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍
- 基本的には通常の学級と同じ教科等を学習
- 自閉症などの子ども：対人関係の形成や生活に必要なルールなどを学習
- 選択性かん黙などの子ども：心理的安定や集団参加に関することを学習



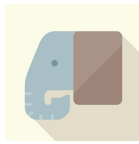
通級による指導

- 通常の学級でほとんど授業を受けられる子どもが対象
- 短時間、特別支援学級と同じような内容を学習
- 対象：自閉症などと選択性かん黙などの情緒障がいと明確に分けて示される



※自閉症・情緒障がい：自閉スペクトラム症
引用先の文科省の表記そのままにしております。

参考資料編



文部科学省HP：

「[学習障害に応じた教育的対応](#)」
「[注意欠陥多動性障害に応じた教育](#)」
も参照ください

札幌市HP：学習障がい・注意欠陥多動性障がいの教育

学習障がい（LD）とは、知的発達の遅れは見られないが、特定の能力に著しい困難を示すものです。また、注意欠陥多動性障がい（ADHD）とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。両者ともに脳などの中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定され、発達障がいに分類されます。

学習障がい（LD）



一人一人異なる困難に対応した個別の指導。



成功体験を積み、自信を取り戻す。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）



少集団で順番を待つ、最後まで話を聞く指導。刺激を抑制した環境で集中。



ソーシャルスキルトレーニング(SST)で対人関係やストレス対処を学ぶ。



通常の学級での配慮と連携し、一人一人の可能性を伸ばす。



お問い合わせ先：

札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル3階
電話番号：011-211-3821 ・ファクス番号：011-211-3862

目次へ戻る

おわりに

医療的ケア児の就学については、かつては「特別支援学校に行くのが当たり前」とされており、また、特別支援学校でも保護者の付き添いを求められることが多くありました。知的や身体に障害のない「狭義の医療的ケア児」であっても、「看護師がいないので」という理由で、地域の小学校への就学がかなわなかった、あるいは保護者が毎日学校に行って医療的ケアを行う、ということがほとんどでした。

2016年の児童福祉法改正、2021年の医療的ケア児支援法施行により、医療的ケア児の就学の選択肢が大幅に増えました。これは非常に喜ばしいことなのですが、今度は、それらの選択肢の中からどのように就学先を選ばよいかということがわかりにくく、保護者が自ら情報収集するしかないという状況になってしまいました。

北海道では2017年度より「医療的ケア指導医」が、札幌市では2020年度より「医療的ケアサポート医」が配置され、いずれも私たち医療法人稲生会が委嘱を受けています。これらの事業で特別支援学校や地域の小中学校・高校を巡回する中で、「医療的ケア児の就学」に関する情報をまとめた媒体の必要性を強く感じました。今回、多くの皆様のご協力を得て、「医療的ケア児の就学ハンドブック 2023年度版」を作成することができました。

保護者の皆さんはもちろん、教育委員会、学校、看護師派遣会社、医療機関など、関係する方々が「医療的ケア児の教育」をさらに良いものにするため、日々尽力してくれています。今後も状況はどんどん変化していくことが予想されるため、毎年更新していく予定です。お気づきの点があればぜひ教えて頂きますと幸いです。

今回は「医療的ケア児の教育」という形でまとめましたが、本来であれば「一人一人の子ども」それぞれについての学びの環境を考え、その子ども固有の可能性を最大限に引き出すということが重要です。障害や医療的ケアの有無によらず、全ての子どもについてどのような教育が必要かということを考えることができるような仕組みができることを期待します。

(初版公開時) 2023年4月
医療法人稲生会
土島智幸

この冊子をよりよいものにしていくために、ご意見を御願いたします。
[こちらからアクセスお願いいたします](#) ↗